

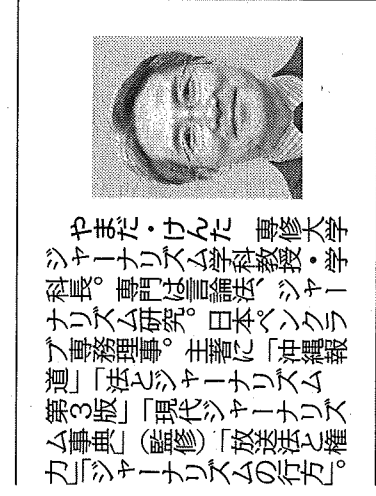
4月に施行された原「巨艦軍の安  
全で適正な利用の促進に関する条  
例」(巨艦軍条例)に基づき、0月

# 山田健太の ジャーナリズム 9月の記事から 時評

## 政治家の知る方法

一般に、行政あるいは政治家が「民意」を知る方法には三つある。最も代表的なものは、紛れもなく「選挙」結果である。この点からすると横浜の場合は、誘致に前向きな姿勢を示していた現市長が、2017年の市長選を前にトーンダウンし、「白紙」を掲げてIR反対派候補を下した。にもかかわらずこの8月に、一転して誘致を

横浜市のIR(統合型リゾート施設)を巡って意見が割れている。事の発端は、林文子市長が直近の市長選後は、誘致に慎重な姿勢を示していたにもかかわらず、突然に誘致方針を発表、その決定経緯も十分に明らかにしないまま、議会も市長案を承認し、カジノ誘致に向けての動きが加速していることにある。これに対し本紙では、これが民意に合致しているのかという観点から、さまざま紙面の展開が続いた。一方で市長は、市民の意見は一定反映しているという考えだ。ではいつ



やまだ・けんた 専修大学  
ジャーナリズム学専攻教授・学  
科長。専門は言論法。ジャー  
ナリズム研究。日本ベンクラ  
ブ専務理事。著書に「沖縄報  
道」「法とジャーナリズム  
第3巻」「現代ジャーナリス  
ム事典(監修)」「放送法と権  
力」「ジャーナリズムの行方」。

こうなる。憲法で保障された住民の意思表示は、実効性を全くもたなくなるという意味で、憲法

最近の例では、沖縄の米軍基地建設に関連しての辺野古の埋め立ての是非を巡る県民投票があった。日本では、この種の住民投票がそれほど多くない上、その結果が現実的な政治に反映されていない点が問題ともいえる。今回の沖縄の場合も、県知事はその結果を尊重し行動に移しているが、埋め立ての当事者である中央政府(国)側は全く意を介していない。ところが、「投票結果前から工事の続行は決定済み」と正式に政府の見解を表明するなど、住民の意思を聞く意思が完全にゼロである。

表明したという経緯がある。これからすると、市長自身が選挙結果という「民意」を考慮して行政を進めてきたものの、これに明確な理由を示さずとなく転向したことに、批判が集まっている。二つ目には、これも憲法で保障された直接的な住民の意思表示の方法である「住民投票」がある(憲法改正の国民投票もその変形)。この場合は、シングルイシューであるだけに、より明確な住民の当該政策課題に対する賛否の意思表示が示され、行政側はその意思を尊重する政治的責務(場合によっては法的責任)が生ずることになる。

# 民意をどう報じるか

の空洞化そのものであるが、今回の横浜でいえば、住民投票自体に市長が懐疑的で、おそらくその理由も、結果が自身にとって有利でないとの想定をしているためだろう。すなわち、自身に不利な民意は聞かないという点では、沖縄の住民意思を無視する国の態度とまったく同じということだ。

そして三つ目が、行政手続き中に実施する「意見公募(パブリックコメント)」である。行政手続法で規定されたもののほか、今日では、行政の政策を決める際に実施するのが一般的だ。似たものとしては、これも法律上の定めに従って環境アセスメント等のルールに従った住民説明会の制度がある。横浜市が18年に実施した中期計画のパブリックコメントにおいては、IRに否定的な意見が割合を超えたと報告されている。

ただしこれらの問題は、すでに多くの指摘がある通り、極めて形式的なものとなっており、行政側はルール化されているので実施するものの、「初めに結論ありき」でパブリックコメントによって、当初示された政策方針が変更される例は皆無に近い。パブリックコメントで反対が多い場合には、その後の議会において行政が提案した法案や条例案に対



「カジノは要らない」と訴え、横浜市の役所を取り囲む市民ら 9月20日

し、野党側が厳しい追及を行うことで修正がなされたり、法令が成立後に運用上で配慮がなされるなどの「パブリック効果」が、たまたま生まれる程度だ。

報道機関の測り方  
こうした三つの民意を、報道機関も同様に勘案して紙面を展開しているわけだが、さらに三つの報道機関ならではの民意の測り方が存在する。その一つ目は世論調査である。今回も神奈川新聞はいち早く「市民意向調査」を実施、その結果を本紙上面トップで掲載、IR誘致が住民の賛意を得ていない実態を明らかにした(9月17日付)。その前の7月にも参院選に合わせて世論調査を実施、ここでも反対が過半数を示す結果になっている。世論調査が正確な「世論」の反映かどうかは批判もあるが、大體かの住民意向を知るにはいまだに有効な手段であって、しかもその数字が僅差ではなく「大きな差(今回も同様である)」を生んでいる場合には、一定の民意の表れだと判断することが可能であろう。

二つ目には、報道の肌感覚である。日本におけるいまだに最大の取材態勢を有する新聞社は、その日常的な取材活動において知る住民の意見は、大変貴重な「民意」である。そこには大企業も中小企業も、正規労働者も非正規労働者も、男性も女性も、さまざまな住民と接し、意見を聞く機会を有する。その取材力の集大成として住民意見を推測して、紙面に反映させることは、むしろあつてしかるべきだ。取材の結果ではないものの、読者との双方向性のコミュニケーションの表れの一つとして、声欄(自由の声)の投稿もある。ポイントに読者感覚を知ることが可能で、今回はテーマにIRを掲げ積極的に読者に紙面参加を促した。

そして第3は、直接的な住民の行動である。代表的なのは、集会やデモが挙げられるだろう。そこに参加する住民は、数からすれば全体の一部かもしれないものの、やむにやまざる直接的な意思の表示(示威行動)は、最も明確にしかも現在進行形の住民意思を知る方法である。最近の例では、あいちトリエンナーレの展覧中止や補助金不交付に対する、抗議活動が挙げられるだろうし、それは回り回って自治体の決定にも一定のインパクトを与えることにもなる。その意味で、前段の行政としての民意の測り方の一つに加えることも可能だ。

しかしより重要なのは、こうした直接行動は報道機関が報じてはじめて、多くの人が知るところになる場合も少なくなく、それが社会的に認知される(さもる)という意味で、報道機関が民意として認識をするかどうかは大きな分かれ目だ。報道機関は、こうした示威行動を市民の代表として認知したからといって傾向にあつたが、原発再稼働やその後の安全保障関連法、秘密保護法や共謀罪法の法案審議段階での抗議活動を通じ、若干の変化がみられている。今回のIR誘致に関しては、この種の報道が少なめの印象を受けるのは、もともとないのか、拾い切れていないのか気になるところだ。

本紙は、市長の方針表明後、短時間で連載を含めた手厚い紙面展開をし、おのおのの記事の中で市民の声も数多く伝えてきている。それらが総体としての横浜市民の思いということになるのだろう。新聞が自らの立ち位置を決める際に、どの「民意」を優先させるかは重要である。新聞と読者の距離、その裏返した政治の監視機能を果たしているかという観点からも、全く違った紙面展開を生むことになるからだ。

※カナロコでパブリック解説も。

書籍化のお知らせ

連載「時代の正体」の書籍化第3弾「時代の正体vol.3  
忘却に抗(あらが)い、語りつつける」が現代思潮新  
社から刊行されました。相模原障害者殺傷事件やヘイト

スピーチ、性差別の実態に多様な視点から迫っているほか、改憲や道徳教科化を巡るルポなどを収録。1800円(税別)で全国の書店で発売中。

# 洗髪したら爽!

染めた後

## 白髪に黒い

## ヘアトニック!

髪にはやっぱり加美乃素

白髪が目立つてきたら、白髪用トニックで白髪ケア

ツンとしたイヤなニオイを  
抑えたりやさしい香り